定　　款

オカダアイヨン株式会社

定　　款

第１章　　総　　則

第１条（商　号）
当会社は、オカダアイヨン株式会社と称し、
英文ではOKADA AIYON CORPORATIONと表示する。

第２条（本店の所在地）
当会社の本店は大阪市に置く。

第３条（目　的）
当会社は次の業務を営むことを目的とする。
（１）建設機械、鉱山機械および同部品並びに同付属品の製造、販売、整備、修理、賃貸、割賦販売、設計並びに組立業
（２）一般産業用機械（空気圧縮機、荷役搬送機器、油圧・空圧機器）および同部品並びに同付属品の製造、販売、整備、修理、賃貸、割賦販売、設計並びに組立業
（３）産業用運搬自動車および同部品並びに同付属品の製造、販売、整備、修理、賃貸、割賦販売、設計並びに組立業
（４）産業廃棄物処理機械および同部品並びに同付属品の製造、販売、整備、修理、賃貸、割賦販売、設計並びに組立業
（５）発電事業およびその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
（６）前各号に関するコンサルタント
（７）前各号に付帯する一切の業務

第４条（機関の設置）
当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

第５条（公　告）
当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第２章　　株　　式

第６条（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、２０，０００，０００株とする。

第７条（単元株式数）
当会社の単元株式数は、１００株とする。

第８条（単元未満株式についての権利）
当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
（４）次条に定める請求をする権利

第９条（単元未満株式の買増し）
当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 10 条（株主名簿管理人）
当会社は、株主名簿管理人を置く。

第 11 条（株式取扱規程）
当会社の株式に関する取り扱いは、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

第 12 条（基準日）
当会社は、毎年３月３１日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 13 条（招集の時期）
定時株主総会は、毎決算期の翌日より３か月以内に招集する。

第 14 条（招集権者および議長）
株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。
② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第 15 条（決議の要件）
株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
② 会社法第 309 条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

第 16 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。

この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役および取締役会

第 18 条（員　数）

当会社に、取締役 10 名以内を置く。

第 19 条（選　任）

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条（任　期）

取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。

第 21 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議をもって、取締役会長１名、取締役副会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第 22 条（取締役会）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発する。

ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第 23 条（取締役会規程）
取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほかは、取締役会で定める取締役会規程による。

第５章　　監査役および監査役会

第 24 条（員　数）
当会社に、監査役４名以内を置く。

第 25 条（選　任）
監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

第 26 条（任　期）
監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

第 27 条（常勤の監査役）
監査役会は、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。

第 28 条（監査役会の招集通知）
監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第 29 条（監査役会規程）
監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほかは、監査役会で定める監査役会規程による。

第６章　取締役、監査役の責任免除

第 30 条（損害賠償責任の一部免除）
当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

② 当会社は、社外取締役、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第７章　　計　　算

第 31 条（事業年度）
当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

第 32 条（剰余金の配当）
株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月３０日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 33 条（自己株式の取得）
取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第 34 条（配当金の除斥期間）
期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

（附則）
第１条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）
定款第 16 条（参考書類等のインターネット開示）の削除および定款第 16 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年９月１日から効力を生ずるものとする。
② 前項の規定にかかわらず、2022 年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条（参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。
③ 本条の規定は、2022 年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

原本に相違ありません
オカダアイヨン株式会社
代表取締役社長
岡田　祐司